

第十三号議案

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和八年二月十七日

提出者

江戸川区長 斉

藤

猛

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する
条例

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十二年三月江戸
川区条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第十八条の三第一項中「をいう。」を「をいう。以下この項において同じ。」
その他教育委員会規則で定める当該職員の子」に、「一部」を「全部又は一部」
に改める。

付 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

（説明）

子育てと仕事の両立に資するため、子育て部分休暇の取得の対象となる子の範
囲及び取得方法を拡大する必要があるもので、本案を提出いたします。